

独立行政法人国立病院機構
横浜医療センター附属横浜看護学校同窓会会則

- 第 1 条 本会は、独立行政法人国立病院機構横浜医療センター附属横浜看護学校同窓会と称す。
- 第 2 条 本会の目的は次の通りとする。
1. 会員相互の親睦を図り、豊かな教養を養う。
 2. 専門的知識および技術の向上を図り、福祉増進を図るに資す。
- 第 3 条 本会の事務局を横浜市戸塚区原宿3丁目60番2号、独立行政法人国立病院機構横浜医療センター附属横浜看護学校内におく。
- 第 4 条 本会の会員は独立行政法人国立病院機構横浜医療センター附属横浜看護学校卒業生をもって組織する。
特別会員として教員と学校職員を事務局内におく。
- 第 5 条 本会に次の役員・会計監査・幹事をおく
- | | |
|-------|---------------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 2 名 |
| 書 記 | 2 名 |
| 会 計 | 2 名 |
| 会計監査 | 2 名 |
| 幹 事 | 各回卒業生より 1 名選出 |
- 第 6 条 役員・会計監査・幹事の任務は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を処理する。
 2. 副会長は会長を補佐し、その職務を代行する。
 3. 書記は会員名簿の作成、総会・役員会・役員幹事会の連絡並びに議事録の整備・保管等の一般庶務を行う。
 4. 会計は会費その他の資産に関する出納保管、関係書類の整備等を行う。
 5. 会計監査は本会の会計を監査する。
 6. 幹事は各回の会員の連絡を計り、役員幹事会に出席し会長の指示を受けて会務を分担する。また会長より推薦委員を任命された折には、推薦委員会を開催する。
 7. 役員は役員会を組織し、本会の事務を執行するにあたり、重要な事項は総会において討議決定する。但し、緊急を要する事項は、役員会でこれを処理する。
- 第 7 条 本会に顧問をおく。顧問は独立行政法人国立病院機構横浜医療センター附属横浜看護学校長、副学校長、教育主事とし、本会運営の相談役となる。
- 第 8 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第 9 条 役員の選出は推薦委員会を持って決定、任命する。推薦委員は幹事から会長が任命

する。推薦委員会は奇数年または会長が必要と認めた年に開催しその時期は会長に一任する。また、役員幹事会は、毎年6月第1土曜日に開催する。

- 第10条 本会は5年に1回通常総会を開き（2005年6月第1土曜日から）、会長は必要と認められた時に臨時総会を招集することができる。また、随時記念式典を主催する。
- 第11条 会則の改正、予算および決算の承認は総会の議決による。但し総会の開催されない年は、幹事会に一任する。
- 第12条 総会は会員の5分の1以上をもって成立する。（委任状を含む）
- 第13条 総会の議事は過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。
- 第14条 議長は会議の都度出席者の中から選出される。但し、役員会の議長は会長がこれにあたる。
- 第15条 総会において、役員会は会務並びにその状況を報告する。
- 第16条 会員は本会の維持資金として永久会費10,000円を本会会費として納めなければならない。会費徴収は卒業前に学校での一括徴収とする。特別会員からは徴収しない。但し、活動に支障をきたす場合、会長は役員会の議を経て寄付金を受けることができる。
- 第17条 本会の会計年度は毎年6月1日に始まり5月31日に終わる。
- 第18条 本会は毎年会報を、また随時記念誌を学校と合同で発行し会員に配布する。（但し、記念誌に関しては代金を徴収する）
- 第19条 本会は看護学校入学式、戴帽式及び卒業式に祝意を表す。
- 第20条 本会の慶弔規定を次のように定める。
1. 退官及び叙勲に該当される学校長、副学校長、教育主事、教員に祝意を表す。
 2. 会員が死亡した場合弔意を表す。
 3. 具体的な内容については、役員会の協議によって決定する。
- 第21条 個人情報の取り扱いを次の通りとする。
1. 入会時に提出された個人情報は、役員と同窓会事務局によって取扱い、同窓会に関する業務連絡の際に使用することとし、その他の目的のためには使用しない。
 2. 同窓会活動の写真撮影を行った場合、あらかじめ利用目的を公表または通知し、会報誌・ホームページに写真を使用する。
 3. 個人情報と写真データは、同窓会事務局で管理する。
 4. 業務遂行上、個人情報を取り扱う業務を外部へ委託する場合は、委託業者との間で覚え書き等を締結し、委託先を適切に管理する。

本会則は昭和41年10月1日を設立年月日とし、この日より施行する。

附則1条 会員は住所氏名等に変更を生じた時、また必要と認めた事項を遅滞なく幹事または書記に報告する。

2条 会則一部改正

1. 昭和52年10月2日より施行する。
2. 昭和55年6月1日より施行する。
3. 昭和63年6月1日より施行する。
4. 平成15年6月1日より施行する。
5. 平成16年4月1日より施行する。
6. 平成18年6月4日より施行する。
7. 平成19年4月1日より施行する。
8. 平成25年6月1日より施行する。
9. 平成27年6月6日より施行する。
10. 平成28年6月4日より施行する。
11. 平成29年6月3日より施行する。

同窓会細則

事務局業務

目的： 看護学校と同窓生とのパイプ役になる。

1. 会の目的を達成するために、最新の看護学情報の発信等を行う。
2. 役員会および役員・幹事会の会場を提供する。その他、会の運営に必要な機材物品等の貸し出しをする。
3. 会の文集・会報・事務用品等の保管を行う
4. 会員の住所の移転その他異動の連絡を受け、役員会に報告する。